

平成20年度 水道事業会計経営健全化審査意見書

1 審査の概要

この経営健全化審査は、町長から提出された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施した。

2 審査の結果

(1) 総合意見

審査に付された下記、資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められる。

記

比率名	平成20年度	経営健全化基準	備考
①資金不足比率	-	20.0%	

(2) 個別意見

① 資金不足比率について

決算審査意見書に記載した水道事業の財務の短期流動性を表示する流動比率は1957.6%となっているが、経営健全化審査における資金不足比率を算出するにあたって、実質的な資金不足額を把握するため平成21年度に償還する企業債の予定額を「1年基準」に基づき流動負債に算入して計算すると実質流動比率は979.6%となる。

したがって、実質的な資金不足比率は資金剰余額が発生しているため、経営健全化基準の20.0%と比較すると良好な状態にあると認められる。

(3) 是正改善を要する事項

特に指摘すべき事項はない。

平成20年度 下水道事業会計経営健全化審査意見書

1 審査の概要

この経営健全化審査は、町長から提出された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施した。

2 審査の結果

(1) 総合意見

審査に付された下記、資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められる。

記

比率名	平成20年度	経営健全化基準	備考
①資金不足比率	－	20.0%	

(2) 個別意見

① 資金不足比率について

下水道事業特別会計については、資金不足比率の算定に用いる資金の不足額を施行令第16条に基づき算定すると資金剰余額(3,234千円)が発生しているため、経営健全化基準の20.0%と比較するとこれを下回っている。

(3) 是正改善を要する事項

特に指摘すべき事項はない。

平成20年度 土地区画整理事業特別会計経営健全化審査意見書

1 審査の概要

この経営健全化審査は、町長から提出された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施した。

2 審査の結果

(1) 総合意見

審査に付された下記、資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められる。

記

比率名	平成20年度	経営健全化基準	備考
①資金不足比率	-	20.0%	

(2) 個別意見

① 資金不足比率について

土地区画整理事業特別会計については、資金不足比率の算定に用いる資金の不足額を施行令第16条に基づき算定すると資金剰余額(103,802千円)が発生しているので、経営健全化基準の20.0%と比較するとこれを下回っている。

(3) 是正改善を要する事項

特に指摘すべき事項はない。

平成20年度 西原町財政健全化審査意見書

1 審査の概要

この財政健全化審査は、町長から提出された健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施した。

2 審査の結果

(1) 総合意見

審査に付された下記、健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められる。

記

健全化判断比率	平成20年度	早期健全化基準	備考
①実質赤字比率	- %	14.61%	
②連結実質赤字比率	- %	19.61%	
③実質公債費比率	10.9%	25.00%	
④将来負担比率	146.5%	350.00%	

(2) 個別意見

① 実質赤字比率について

平成20年度の実質赤字比率は黒字のため、早期健全化基準の14.61%と比較すると、これを下回っている。

② 連結実質赤字比率について

平成20年度の連結実質赤字比率は黒字のため、早期健全化基準の19.61%と比較すると、これを下回っている。

③ 実質公債費比率について

平成20年度の実質公債費比率は10.9%となっており、早期健全化基準の25%と比較すると、これを下回っている。

④ 将来負担比率について

平成20年度の将来負担比率は146.5%となっており、早期健全化基準の350%と比較すると、これを下回っている。

(3) 是正改善を要する事項

特に指摘すべき事項はない。